

## 監査結果公表第19-11号

### 随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年11月1日

|         |         |
|---------|---------|
| 八尾市監査委員 | 西 浦 昭 夫 |
| 同       | 北 山 諒 一 |
| 同       | 浜 田 澄 子 |
| 同       | 内 藤 耕 一 |

### 記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事  
第1回工事監査  
平成18年度小阪合排水区第13工区下水道工事
- 2 監査の結果  
別紙のとおり
- 3 問合せ先  
八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896（直通）
- 4 その他  
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様  
八尾市議会議員 小林貢様

八尾市監査委員 西浦昭夫  
同 北山諒一  
同 浜田澄子  
同 内藤耕一

## 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の実施日及び対象工事

##### 第1回工事監査

実施日 平成19年7月11日

対象工事 平成18年度小阪合排水区第13工区下水道工事

#### 2 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり適正かつ合理的に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、(協)総合技術士連合に委託し、同連合技術士作成の工事技術調査報告書を参考にした。

#### 3 監査の結果

工事の実施について、契約関係書類及び設計図書等の処理並びに工事施工管理及び現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意又は検討を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意されるとともに、当該監査の結果に基づき又は結果を参考として改善措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

**第1回工事監査**（監査実施日：平成19年7月11日）

**【下水道建設課】平成18年度小阪合排水区第13工区下水道工事**

1 工事の概要

- (1) 工事場所：東山本新町四丁目地内
- (2) 工事目的：本工事は、小阪合排水区 390(ha)内の下水道整備事業であり、東山本新町四丁目地区の雨水及び汚水の排除を目的とし、当該地区の浸水解消を図るとともに水洗化を促進し生活環境の改善向上を図るため施工するものである。
- (3) 工事内容：管路施設工 総延長 L = 300.70 m  
管渠工（管径 900mm 泥濃式推進工法） L = 116.40m  
管渠工（管径 700mm 小口径管推進工法） L = 96.50m  
管渠工（管径 450mm 小口径管推進工法） L = 6.90m  
管渠工（管径 450mm 開削工法） L = 45.00m  
管渠工（管径 250mm 開削工法） L = 35.90m  
マンホール工 N = 8箇所  
付帯工 一式
- (4) 工事費：107,360,400円（消費税込）
- (5) 工事期間：平成18年10月27日～平成19年12月28日
- (6) 施工業者：株式会社 長谷川工務店

2 監査の結果

監査日の現場状況は、両発進した管渠の推進工事及び上流側開削施工区間内の上水道の仮移設工事を終了したところで、三ヶ所全ての立坑には覆工板が施工されている状況であった。平成19年6月30日現在における本工事の出来高は60%程度であり、計画工程より約6%遅れの進捗であった。

目視で調査した限りにおいては、良好な施工状態であると判断されるが、今後の施工にあたり特に留意が望まれる事項については、下記に示すとおりである。

(1) 設計について

開削工の掘削標準断面については、設計図書に図示しておくことが望まれる。

(2) 施工について

ア 業者から提出される工事記録である日報・月報の記載内容については、工種記入のみでなく特記事項についても記載されるよう努められたい。

イ 工事写真記録については、各施工段階の詳細写真及び状況写真を見やすい角度で記録されることが望まれる。特に、推進時の立坑フレームの歪み計測値や管路と人孔の継手施工状況等、施工後に見えなくなる部分の記録には留意されたい。

ウ 建設業許可票、労災保険成立票、施工体系図等を事務所前に掲示されているが、公衆が見やすい場所にも掲示するよう努められたい。